

# 五一大綱成立後における自衛隊の変容、

一九七七—一九八八年

——政軍関係と軍事技術の視点から——

王

瑞

- 一 はじめに
- 二 大綱成立後における自衛隊の変容
  - (一) 自衛隊の変容に関する概念的検討
  - (二) 自衛隊の変容、一九七七—一九八七年度
- 三 自衛隊の変容の原因に関する理論的検討
  - (一) 政軍関係に関する理論的検討
  - (二) 軍事技術に関する理論的検討
- 四 現状維持への政治的圧力と自衛隊の編成の変化
  - (一) 四次防以降における日本の政軍関係
  - (二) 現状維持への政治的圧力と陸自の編成の変化
  - (三) 現状維持への政治的圧力と海自の編成の変化
  - (四) 現状維持への政治的圧力と空自の編成の変化
  - (五) 政軍関係仮説の説明力
- 五 軍事技術と自衛隊の兵器システムの变化
  - (一) 潜水艦の技術進歩と対潜機の質的向上
  - (二) 航空機・艦艇の技術進歩と対潜ヘリ・護衛艦の質的向上
  - (三) 戦闘機の技術進歩と戦闘機の質的向上
  - (四) 軍事技術仮説の説明力
- 六 おわりに

## 一 はじめに

冷戦時代における自衛隊をめぐる論争は、自衛隊の合憲性のようなイデオロギー的論争が主なものであった。冷戦が終結した今日では、例えば「宇宙作戦隊」の新編や「いずも」型護衛艦の「空母化」など、自衛隊の変容に対する関心が高くなってきている。現在の自衛隊の変化を理解するためには、冷戦時代に遡ることが有益である。自衛隊の変容の歴史を研究することで、現在の自衛隊の「変化」と「不易」に対する理解を深めることができるだろう。

冷戦時代をめぐる日本の防衛政策史の研究においては、第一次防衛力整備計画（一九五八―一九六〇年度を対象に）から第四次防衛力整備計画（一九七二―一九七六年度を対象に…以下、四次防）にかけての期間を一段階目とし、一九七六年に閣議決定された「防衛計画の大綱」（以下、大綱）以降の期間を二段階目とする傾向がある。大綱の成立により、日本の防衛力構想が所要防衛力構想から基盤的防衛力構想に転換されたということは、従来の研究における通説である<sup>(1)</sup>。特に基盤的防衛力の「脱脅威」（脅威を前提としない防衛力）の側面が強調されている。近年では、「脱脅威論」を批判する「低脅威論」が提起されている。「低脅威論」は、大綱においては脅威のレベルが下方修正されたものの、限定的かつ小規模な侵略という「低脅威」に対処するための「常備すべき防衛力」が保持される形で、所要防衛力の要素が残っていると主張している<sup>(2)</sup>。

このような「脱脅威」対「低脅威」論争の問題点として、「脱脅威」を原則とする「基盤的防衛力」と「低脅威」の「所要防衛力」のどちらも定義や中身が不明確であり、どのように自衛隊の変容を導いたのかを説明していない。「基盤的防衛力」あるいは「低脅威論」が正しいとすれば、その「基盤」あるいは「低脅威」の内容の明示、そしてその内容で必要となる自衛隊の変容の中身が直接的に算出された証拠が見つけれなければならない。脱脅威・低脅

威という防衛構想の原則をめぐる論争だけでなく、自衛隊の変容を体系的にみる必要がある。そこで、大綱成立後の時期（一九七七—一九八七年度）における自衛隊の変容とは何かという本稿の一つ目の問いを設定したい。本稿で注目するのは、ポスト四次防（一九七七—一九七九年度）と中期業務見積り（一九八〇—一九八四年度）<sup>(3)</sup>で決定された主要な項目とそれらの項目の実施（基本的に一九八七年度に完成した）である。

次に、当該時期における自衛隊の変化の原因に関し、外部脅威論と同盟政治論という二つの説明が存在している。外部脅威論者は、ソ連の脅威と米国の提供する保護に差が生じると、日本がF-15戦闘機やP-3C固定翼対潜哨戒機（以下、対潜機）の購入などで、防衛力を高めると主張している。<sup>(4)</sup> 同盟政治論者は、カーター（Jimmy Carter）政権において、日米間の兵力構造の「相互補完性」（米国製兵器の導入で、対潜や防空能力の向上）の概念が成立し、自衛隊が米国製のF-15、P-3Cを導入し、八艦八機体制（詳細は後述）を成立させたと主張している。<sup>(5)</sup>

しかし、外部脅威論について、自衛隊の防衛力の変化が差し迫った脅威を計算した結果であるということに疑問の余地がある。F-15やP-3Cなどを導入する動きは、外部脅威がまだ強くなかった一九六〇年代後半から一九七〇年代前半にはすでに存在した。<sup>(6)</sup> 同盟政治論について、まず、相互補完性の概念が成立する前にすでに新型兵器（F-15やP-3Cなど）の導入の動きがあるという問題点がある。そして、戦後自衛隊が一貫して米国製兵器を中心として整備しており、相互補完性の内容として「防空」と「対潜」も、戦後自衛隊の一貫した役割である。<sup>(7)</sup> 日米の兵力構造の相互補完性の検討が、自衛隊に大きな変化をもたらしたとは言にくい。自衛隊の変容を説明するために、別の要因を検討する必要がある。そこで、当該時期における自衛隊の変容の原因とは何かという本稿の二つ目の問いを設定したい。

以下、本稿では、まず、一つ目の問いについて、第二章で、自衛隊の変容に対して理論的検討をするうえで必要な定義や操作化を行った後、大綱成立後における自衛隊の変容（本稿の従属変数）を実証する。次に、二つ目の問いに

ついて、本稿の第三章で、政軍関係と軍事技術の変化という二つの独立変数に対して定義や操作化を行って仮説を立てる。第四―五章で、二つの変数を実証する。最後に、本稿の理論的含意や今後の研究テーマに関する検討で本稿を終わらせる。

## 二 大綱成立後における自衛隊の変容

### (一) 自衛隊の変容に関する概念的検討

本稿が取り組む「自衛隊の変容」の概念は、国際政治論における「ミリタリー・チェンジ」(Military Change)に関する検討に由来する。ファレル (Theo Farrell) とテリーフ (Terry Teriff) は、「ミリタリー・チェンジ」を「軍事組織の目標、実際の戦略、そして・あるいは構造の変化」と定義している。<sup>(8)</sup> 具体的には、軍事組織の目標の変化 (例えば戦間期に米国海兵隊の主要な任務が、軽歩兵から水陸両用作戦に転換したこと)、戦略の変化 (例えば戦間期において、米国海軍の戦艦中心戦略が航空母艦中心戦略に転換したこと)、そして構造の変化 (例えば将来の戦場における核兵器の影響に対処するために、米陸軍がペントミックス<sup>(9)</sup>を採用したこと) があれば、それが大きな「ミリタリー・チェンジ」であるという。それに対し、変化が作戦の手段と方法 (技術と戦術) に限られ、組織の戦略や構造に影響がなければ、それは小さな変化であるとしている。

「ミリタリー・チェンジ」の訳語について、直訳としては「軍隊の変容」となっている。本稿の研究対象の自衛隊に当てはめると、「自衛隊の変容」に訳している。<sup>(10)</sup> 本稿で「自衛隊の変容」を「自衛隊の構造、兵器システム、そして作戦面の変化」と定義する。それから、本稿が扱う「自衛隊の変容」の定義とファレルらの「ミリタリー・チェン

ジ」の定義が異なる理由を述べる。まず、ファレルらの定義に、部隊にとって重要な基盤——ハードウェアとしての兵器システムが含まれていない。そして、専守防衛を原則とする自衛隊にとって、「戦略」レベルの変化は難しい。また、本稿は、「作戦」の変化を「小さい」変化ではなく、重要な要素であるとして扱っている。最後に、ファレルらの定義における「目標」の変化は、すでに本稿の定義における要素の中に含まれている。例えば、新しい目標があれば、新しい兵器の導入や編成の調整、そして・あるいは作戦面の変化があるはずである。

これから、「自衛隊の変容」の操作化をしておく。第一に、自衛隊の構造の変化には、自衛隊の規模と部隊編成の変化が含まれる。部隊の編成の変化には、新しい部隊の創設（例えば、サイバーセキュリティを担当する部隊の成立）、既存の部隊の量の変更（例えば、飛行隊部隊の数の変化）、既存の部隊における異なる種類の兵器の量の相対的変動（例えば、先進的戦闘機が占める比率の増加）などが含まれる。

第二に、兵器システムの変化には、三つの種類に分けられる。まずは、在来型の兵器の更新・質的向上である。このような兵器の更新では、新しい任務を展開することはできない。次に、新しい任務を遂行できる兵器の導入である（例えば、ミサイル防衛のための兵器）。最後に、新しいシステムの構築である。すなわち単に単独の兵器の導入だけでなく、システムの全体的向上（例えば、兵器全般の情報化能力の強化）が含まれる。

第三に、作戦面の変化には、まず作戦方式の変化が含まれる。例えば、大規模な正面装備での消耗戦なのか、あるいは情報中心的・機動的作戦なのかである。また、三自衛隊の統合度——陸海空自衛隊は統合的に訓練や作戦をするかどうか——がある。

## (二) 自衛隊の変容、一九七七—一九八七年度

この節では、四次防最終年度（一九七六年度）と大綱成立後（一九七七—一九八七年度）の自衛隊の変化を比較する。

## 1 自衛隊の構造の変化

自衛隊の構造について、四次防完成時に、自衛隊の量的拡大は基本的に完成し、陸海空の基本的部隊は整備されるようになった。大綱成立後に、防衛予算のGNP1%枠が確定されたため、自衛隊の規模には大きな変化はなかったが、編成に変化が起こった。陸上自衛隊（以下、陸自）の編成には小さな変動しか起こらなかったが、海上自衛隊（以下、海自）と航空自衛隊（以下、空自）の編成は、「中」レベルの変化が起こった。

まず、陸自は四国に混成団を設立し、そして機甲師団の新編を行った。戦車の数について、四次防完成時に、戦車の総数は七九〇輜であることに対し、五三中業完成時に、総数は一〇三六輜になり、先進的な七四式戦車が占める比率も上がった<sup>(11)</sup>（詳細は、表1を参照）。なお、陸自の自衛官定数（二八万人）と実員はあまり変化していなかった。

海自の先進的な対潜機の相対的な量が増加し、護衛隊群の体制も変更された。四次防の最終年度に、対潜機のP-2J（七〇機）、P-2V-7（二九機）、PS-1（二七機）、SF-1（三五機）を保有していたが、一九七七年に四五機のP-3Cの導入が決まった。一九八七年度末に、すでに四〇機のP-3Cが導入され、SF-1とP-2V-7は全部退役となり、PS-1は五機、P-2Jは四二機となった<sup>(13)</sup>。そして、海自は四次防完成時に「八艦六機体制」の四個護衛隊群を保有し、一個護衛隊群は、ヘリコプター（以下、ヘリ）搭載護衛艦（DDH）<sup>(14)</sup>二隻（二隻につきヘリ三機搭載）、ミサイル護衛艦（DDG）一隻、護衛艦（DDA）一隻、対潜護衛艦（DDK）四隻からなっていた。大綱成立後に護衛隊群が改編され、DDH一隻、DDG二隻、DD（汎用護衛艦）五隻（一隻につきヘリ一機搭載）という「八艦八機体制」が成立した<sup>(15)</sup>。八艦八機体制は、八艦六機体制より、防空能力（DDGは一隻増勢）、対潜能力（ヘリは二隻増勢）などが向上していた。

空自について、大綱で一個の「警戒飛行部隊」の新設が認められた。そして一〇個「要撃戦闘機部隊」は大綱においても確認され、四次防時代と比べて変化はなかったが、一〇個要撃戦闘機部隊の具体的な編成は変化し、先進的な

表 1 部隊の編成の変化

	四次防最終年度	大綱成立後
混成団	一個	二個
機甲師団	〇	一個
戦車	七九〇輛（四次防完成時）	一〇三六輛（五三中業完成時）
M-41	一〇一輛	〇
六一式戦車	五六〇輛	五五九輛
七四式戦車	一二九輛	四七七輛
固定翼対潜哨戒機	一四一機	八七機
P-2J	七〇機	四二機
P2V-7	一九機	〇
PS-1	一七機	五機
S2F-1	三五機	〇
P-3C	〇	四〇機
護衛隊群	四個一八艦六機体制	四個一八艦八機体制
警戒飛行部隊	〇	一個隊
要撃戦闘機部隊	一〇個飛行隊	一〇個飛行隊
F-4EJ	四個飛行隊（九二機）	五個飛行隊（一二五機）
F-104J	六個飛行隊（一七四機）	〇
F-15J	〇	五個飛行隊（一〇八機）

出典：第 1 項の考察に基づいて筆者作成

要撃戦闘機（以下、戦闘機）の相対的な量が増加していた。四次防の最終年度に、要撃戦闘機部隊は、六個飛行隊の F-104J（二七四機）と四個飛行隊の F-4EJ（九二機）からなっていた。一九七七年に四個飛行隊の一〇〇機の F-15 の導入が決まった。一九八五年度末に、F-104J は全機退役し、一九八七年度末に、五個飛行隊の一〇八機の F-15J が整備され、F-4EJ は五個飛行隊の一二五機となった。<sup>(16)</sup>

2 自衛隊の兵器システムの変化

大綱成立後、海自と空自の兵器システムに、「大」レベルの変化が起こった。その変化は第一種類の変化（在来型の兵器の更新・質的向上）に属する。これらの兵器は、新しい任務

を遂行できなく、システムの全体的向上であるともいえないが、四次防完成時の兵器と比べ、大幅な能力向上が実現した。なお、四次防時代に、七四式戦車、七三式装甲車などの導入はすでに始まり、大綱成立後における陸自の兵器システムには大きな変化が起こったとはいえないため、本稿で陸自の兵器システムの変化を考察しない。

### (1) 海自の対潜機の質的向上

海自については、まず高度な軍事技術が使われている対潜機の変化に焦点を当てる。四次防最終年度に、上述したとおり、海自は多種の対潜機を保有していた。その代表的なP-2Jを例に挙げると、データの処理作業は乗員の手作業に頼っていたため、総合情報処理能力に問題があった。また、与圧機構がないため、高い高度に長期間滞空することができず、水中搜索機器も旧式化していた。またP-2Jの速度は十分ではなく、航法装置も旧式化していた。このようなP-2Jは広域水中搜索能力や位置局限能力に問題が抱え、機動性についても優秀であるとはいえない。最後に、P-2Jは機内が狭いので、作業環境が悪い。国産のPS-1についても、着水したままで再び飛び出すために補助エンジンをかけ放してソーナーを下ろす構造なので、ケーブルを伝わる震動でうまく音が取りにくい<sup>(17)</sup>。

これに対し、P-3Cは、コンピューターを搭載し、探知機器から送られた多種多様なデータの分析や、僚機等とのデータ交換などの諸情報を短期間にかつ正確に処理しうる総合情報処理能力を有している。そしてP-3Cは与圧機構があり、高い高度における長時間飛行が可能であり、優れた探知機器を搭載しているため、優秀な広域水中搜索能力があり、位置局限能力も高い。また、P-3Cの機動性や機内作業環境も優れている。さらに、P-3Cは指揮支援システム、後方支援体制（補給・整備など）、通信システム（航空機と地上を結ぶもの）の面でも優秀である<sup>(18)</sup>。

### (2) 海自の対潜ヘリ・護衛艦の質的向上

海自の対潜ヘリ、護衛艦にも比較的に大きな変化は起こった<sup>(19)</sup>。当時海自は対潜ヘリHSS-2とHSS-2Aを保有していた。HSS-2Aは、HSS-2より、レーダー等を装備しエンジン出力を増加したが、護衛する船団から



遠方の潜水艦の水中脅威に対処し難く、ソノブイ・ミニバリヤー展開を行うソノブイ・オペレーション、対艦搜索能力、対水上戦支援機能、対艦ミサイル防衛（飛来するミサイルに自機のチャフを散布し、これを誤誘導させる）の能力も不足であった。ポスト四次防から導入された対潜ヘリのHSS-2Bは、ソノブイ・オペレーション、レーダーや逆探装置（ESM）によって水上部隊のレーダー水平線以遠にある目標を探知追尾し、護衛艦部隊の艦対艦ミサイル（SSM）攻撃目標指示を行う対水上戦支援機能、そして対艦ミサイル防衛機能等は進んでいた。

次に四次防完成時の護衛艦について述べる。まず、DDHについて、「システム艦」（詳細は後述）ではない四三DDH「はるな」<sup>20</sup>及び四五DDH「ひえい」は第三次防衛力整備計画で建造された。四次防で建造された五〇DDH「しらね」及び五一DDH「くらま」は、防空・電子戦能力が強化され、対潜ヘリによる航空対潜戦を中心とした対潜戦重視の指揮管制システムである戦術情報処理システム（TDPSS）も装備され、強力な「システム艦」となった。なお、大綱成立後に、新しいDDHの建造はなかった。

また、DDGについて、四六DDG「たちかぜ」及び四八DDG「あさかぜ」は、目標指示装置（WES）が導入され、「あまつかぜ」より性能が大幅に改善され、「システム艦」となったが、まだデータリンクがなく、戦闘指揮システム（CDS）、海軍戦術情報システム（NTDS）との接続ができないため、部隊編成する僚艦とのデータ交換に基づく協同対処などのオペレーションは実施できなかった。最後にDDA、DDKは、システム艦でなく、ヘリを搭載することもできない。加えて、DDA、DDKはミサイル化程度も低かった。

これに対しては、大綱成立後に、「システム艦」や「ミサイル化」が進められていた。「システム艦」とは、対空戦、対潜戦、対水上戦、電子戦闘等の戦闘に対応する複数の兵器を「ウェポン・システム」として統合し、さらにデジタル・コンピューターによって運用するCDSで指揮管制するというものである。まず、大綱成立後に建造された五三DDG「さわかぜ」は、WESに代わりCDSを装備するとともに、データリンク一によって、NT

DS艦とコンピュータ相互間で、リアルタイムの情報交換が可能となった。また、ターターミサイル・ランチャーからハーブーンSSMを発射するため、対水上能力が強力であるが、ターターシステムの艦対空ミサイル(SAM)の数が制約され、「さわかぜ」の対空戦能力が影響を受けた。五六DDG「はたかぜ」はスペイとオリンパスの組合せで異機種のココGAG(エンジンを複数組み合わせた推進方式)により、適合する機関を構成することができた。そして「さわかぜ」のように対空戦能力が制約されたことを避けるために、「はたかぜ」については、SAMとSSMランチャーはそれぞれ前部と後部に別途設けられた。

最後に、DDは、DDA、DDKに代わるものであり、高性能のDDG、DDHと比べ、いわゆるローコンセプト艦であるが、五二―五七DD「はつゆき」型は、一二隻が建造され、短SAM、七六ミリ砲、近接防衛火器システム(CIWS)による対空能力、ハーブーンSSMによる対水上能力、ヘリ搭載による対潜能力、システム化された情報処理・指揮管制能力などの各種能力の向上、そして主機へのガスタービン採用による機動性・静粛性の向上で、在来型により大きく進んでおり、先進的なシステム艦でもあった。またミサイルや電子戦を主体とする現代の海戦に対応できるように、「たかつき」型(三八―四一DDA)は、短SAM、ハーブーンSSM、CIWSなどが追加装備され、電子戦能力も改善され、「はつゆき」型とほぼ同等の能力を持つようになった。

### (3) 空自の戦闘機の質的向上

空自については、まず、高度な軍事技術が使われている戦闘機の変化に焦点を当てて<sup>(2)</sup>。上述したとおり、四次防最終年度に比べると、空自は大綱成立後に主にF-15でF-104Jの減耗を補充していた。F-4EJもある程度F-104Jの減耗を補充し、機数が増えた。当時F-4EJは高々度高速侵入目標、超低空侵入目標に対処する能力、対戦闘機戦闘能力、電子戦能力などの面ですでに限界を迎えていた。F-104Jは一九六〇年代に導入された戦闘機で、上昇機能が優れるという特徴があるものの、六〇年代後半以降、F-104Jの相対的能力低下が指摘さ

表2 兵器システムの変化

	四次防完成時	大綱成立後
対潜機	S2F-1 △、P2V-7 △ PS-1 △、P-2J ○	主に P-3C ◎
対潜ヘリ	HSS-2 △、HSS-2A ○	HSS-2A ○、HSS-2B ◎
護衛艦 DDH	五〇 DDH 「しらね」◎ 五一 DDH 「くらま」◎	新しい DDH はなかった
護衛艦 DDG	四六 DDG 「たちかぜ」△ 四八 DDG 「あさかぜ」△	五三 DDG 「さわかぜ」○ 五六 DDG 「はたかぜ」○
護衛艦 DD	DDA、DDK △	「たかつき」型の改造○ 「はつゆき」型○
戦闘機	F-104J △、F-4EJ ○	F-4EJ ○、F-15J ◎
早期警戒機	なし	E-2C ◎

出典：第2項の考察に基づいて筆者作成

注：△○◎は第二項の考察に基づく筆者による兵器の性能に対する評価：△は「低」、○は「中」、◎は「高」。DDH、DDGは、最新のものの。

れ、空自はF-4EJの導入作業を進めていた。F-104Jは七〇年代の戦闘機と比べると、さらに各種の機能が時代遅れとなったことは明白である。

これに対しては、大綱成立後に導入が決定されたF-15は非常に先進的な戦闘機である。F-15はエンジン出力が大きいため、運動性・機動性、すなわち上昇・加速・回旋性能が優れており、高い対戦闘機戦闘能力を誇る。そして低高度から入ってくる目標をデジタル的な処理をし、低高度目標対処能力が優れている。さらにF-15は全天候作戦能力、高々度高速目標対処能力、対電子戦能力や独立戦闘能力も優秀である。より詳しく比較すると、F-104Jは最大速度がマッハ二・〇、戦闘上昇限度が一五五〇〇m、最大統航距離が一七六〇kmであり、二―四発のサイドワインダー(AIM-7)しか搭載できない。F-15は最大速度がマッハ二・五、戦闘上昇限度が二〇四〇〇m、最大統航距離が四六三〇kmに至っていた。そして四発のスパロー(AIM-7)と四発のサイドワインダーを搭載できる。

また、早期警戒機のE-2Cが導入され、空自の探知・警戒能力もはるかに上がったが、E-2Cの性能、早期警戒機

の導入過程や機種選定については、本稿では紙幅の都合で詳細に取り上げられなかった。今後の研究課題としたい。<sup>(22)</sup>

### 3 全般的な評価

本章の第一節で検討した自衛隊の変容の基準に基づいて比較をすると、大綱成立後の自衛隊の編成における変化のレベルは「中」であり、兵器システムにおける変化のレベルは「大」である。作戦面において、四次防時代においても正面装備中心の作戦構想や三自衛隊の統合度が低いという自衛隊の従来の特徴が続いていた。大綱成立後にも大きな変化があるわけではないため、本稿で作戦面の要素を考察しない。

## 三 自衛隊の変容の原因に関する理論的検討

本章では、本稿の二つの独立変数（政軍関係と軍事技術）をめぐる理論的検討を行い、第四章と第五章の実証研究のために理論的枠組みを作る。

### (一) 政軍関係に関する理論的検討

本節では、自衛隊の変容を決定する一つの独立変数としての政軍関係（具体的には、現状維持への政治的圧力である）を検討する。ポーゼン (Barry Posen) によれば、軍隊が不確実性を回避するために、標準操作手順 (SOP) やプログラム (SOPの集合体) を作る。標準操作手順、プログラムやそれを実行する組織が制度化されると、変化は難しくなるが、ポーゼンは、軍隊が革新 (Innovation) をする三つの条件を挙げている。すなわち、組織は失敗したこと、組織は外部に圧力をかけられたこと、そして組織は拡大 (expand) したいことである。<sup>(23)</sup>

表3 四種類の政軍関係

政治家の態度 制度的基盤	防衛力強化を支持しない	防衛力強化を支持する
弱い	①軍隊が獲得する資源が少ない＋軍隊の優先順位	②軍隊が獲得する資源が多い＋軍隊の優先順位
強い	③軍隊が獲得する資源が少ない＋政治の優先順位	④軍隊が獲得する資源が多い＋政治の優先順位

出典：筆者作成

戦後日本の場合、まず自衛隊の「組織の失敗」の例はあまりない。それから、自衛隊にとつて、勢力を拡大すること（編成の最大化、例えば、人員や先進的な兵器の量の増加など）が組織の利益といえるが、自衛隊は同時に政治家からの圧力を受けている。アリソン（Graham Allison）は、組織過程モデルにおける「中央による調整とコントロール」、そして「政府指導者の決定」という要素を提示している。前者は、仕事の性質、政府指導者の利用しうる遂行の手段と情報、組織のメンバーに対する賞罰の体系、人的・物的資源をコミットする手続きなどによって影響される。後者には、指導者がどのように組織のプログラムを操作することなどは含まれる<sup>23</sup>。

アリソンが提示したものを整理すると、政治家が介入する方式に二つの側面があると主張する。第一に、「中央による調整とコントロール」を、政治家が自衛隊に介入する「制度的基盤」ということに整理する。その制度的基盤には、防衛庁や自衛隊に対する政治家が握る人事権、政治家が防衛関連の専門的情報を獲得するルート、そして自衛隊を指導する機構の性質は含まれる。その基盤が弱いとすれば、自衛隊は自身の優先順位で防衛力を構築することが可能となる。それに対し、政治家が深く介入する制度的基盤があれば、自衛隊が自身の優先順位に沿って防衛力の構築を進めることは難しい。第二に、「政治指導者の決定」を、「政治家の態度」——防衛力強化を支持するのか、支持しないのか——ということに整理する。政治家が防衛力強化を支持すれば、自衛隊が獲得できる資源は多くなり、支持しないと、自衛隊が獲得できる資源は少なくなる。二つの次元の要素を合わせると、表3のように、四種類の政軍関係がある。

四次防以降における日本の政軍関係は、種類①に属する。防衛力の強化を支持しない政治家は、自衛隊の規模の現状維持という大きな枠組みを設定したが、当時の政治家には深く自衛隊に介入する制度的基盤がなかったため、自衛隊は、現状維持への政治的圧力において部隊の編成を最大化しようとしていたという仮説を立てる。

## (二) 軍事技術に関する理論的検討

この節では、自衛隊の変容を決めるもう一つの独立変数としての軍事技術の変化の定義と操作化を行う。ローゼン (Stephen Rosen) によれば、敵国に関するインテリジェンスの情報に不確実性があり、敵国の能力や計画が変化しやすいため、一国の長期的な軍事力の構築にとつて、そのインテリジェンス情報はよい指標であるとはいえない。ローゼンは、「技術の進歩」という「国際安全保障の環境」の変化に対する認識が、軍隊の平和時の革新を引き起こすと主張している。<sup>(25)</sup> 本稿はローゼンの理論に依拠し、軍事技術に関する独立変数を「国際安全保障の環境における軍事技術の変化」と定義する。

ローゼンは航空機の出現のような大きな技術の変化を重視する一方、本稿は、技術の変化をより包括的な視点で分析を行う。軍事技術の変化には、三つの種類が存在する。一つ目は、在来型兵器の技術進歩 (世代交代・質的向上) である。二つ目は、新しい種類の技術の出現 (例えば、スタンドオフ攻撃ができるミサイル) である。三つ目は、新しいシステムを構築する技術の進歩である。例えば冷戦後に米国で重視された「軍事における革命」における情報技術の進歩は、戦争のやり方を変えた新しいシステムの変化と捉えられている。

本稿が考察している時期の軍事技術の変化は、上述した三種類の変化の一つ目に分類でき、そして変化の程度は大きいといえる。自衛隊は、対潜や防空を中心とする伝統的任務に関連する軍事技術の変化を強く意識し、対潜機や護衛艦、戦闘機を中心に兵器システムの質的向上を行ったという仮説を立てる。なお、専守防衛を原則としている自衛

隊が、軍事技術の変化に対処するために、弾道ミサイルや戦略爆撃機のような兵器の導入をすることはないと付言したい。

## 四 現状維持への政治的圧力と自衛隊の編成の変化

本章では、まず、日本の政軍関係の制度的特徴を概観し、政治家が自衛隊に介入することの制度的な弱さを指摘し、それから政治家の態度と自衛隊の対応を考察する。

### (一) 四次防以降における日本の政軍関係

#### 1 日本の政軍関係の制度的特徴

日本の政治家が深く自衛隊に介入する制度的基盤は弱かった。まず、国会における防衛議論がほとんど自衛隊の合憲性などのような原理的対立であり、国会の防衛問題関連の委員会のスタッフも少なく、行政機関からの情報の入手は難しかった。加えて、予算全体を単一の委員会で審議する方式で、各分野の予算について十分な審議がされるとは限らない。このような特徴で、日本の国会による自衛隊に深く介入することは難しかった。<sup>(26)</sup>

また内閣レベルにおいて、国防会議は首相が自衛隊を統制する主要な機構である一方、首相の権限を抑制するために設置されたものでもあった。<sup>(27)</sup>そして、政治任命のポストとしての防衛政務次官は権限が小さく、役割も明確ではないことに対し、事務方のトップの防衛事務次官は強かった。それから、政治任命される防衛庁長官の任期も一般的には短かった。さらに、長官と制服組に間に、官僚組織としての防衛庁内局（以下、内局）が存在していた。防衛庁の中央機構において、制服組に対して内局は優位に立ち（いわゆる「文官優位型」）、各幕僚監部からなる軍事スタッフに



比べ、より直接に長官を補佐していた。<sup>(28)</sup>

総じて、戦後日本の政軍関係を律する制度的弱さ——政治家が深く自衛隊に介入する制度的基盤はないこと——は、大綱成立以降にも、変化が見られなかった。しかし、このことは政治家が自衛隊を統制できないことを意味していない。これから、政治家の態度——現状維持への政治的圧力——という側面の影響を考察する。

## 2 現状維持への政治的圧力

四次防以降、政治家は防衛力強化を支持せず、自衛隊の規模の現状維持を重視し、自衛隊に対して大きな枠組みを設定していた。国会は深く自衛隊に介入することが難しいものの、予算の審議などで、自衛隊に圧力をかけることができる。国会で四次防審議の際、すでに「防衛力の限界」の議論が出た。特にこの時期の国会においては、中曾根康弘防衛庁長官の「自主防衛論」に対する不安が強かった。また、一九七二年一〇月に、田中角栄首相は「平和時における防衛力の限界」に関する研究を指示した。<sup>(29)</sup>その後、国会において「平和時の防衛力」について議論が大きく取り上げられた。

田中政権は、その議論と同じ時期に、公共事業費や社会保険費を中心に超大型予算案を進めようとした。そして田中は、防衛より、外交を熱心に推進していた。田中は、日中国交正常化を「裏安保」と称した。<sup>(30)</sup>さらに、一九七三年一〇月に、田中はソ連を訪問し、対ソ関係の改善を求めていた。田中の後を継ぐ三木武夫首相も、周知のようにハト派であり、防衛力の強化を支持しなかった。防衛予算の上限についても、三木は最終的に大蔵省のGNP一%枠という判断が妥当であると決断した。<sup>(31)</sup>最後に、当時の防衛庁長官坂田道太も、防衛力の強化や自衛隊に対する直接的な介入より、防衛に対する国民の理解や支持を調達する側面を重視していた。具体的に、坂田は、「防衛を考える会」の設置、国防会議の活発化、国会における防衛専管委員会の設置、『防衛白書』の刊行という四つの手段を使っ<sup>(32)</sup>



現状維持への政治的圧力は、防衛庁・自衛隊に大きな影響を与えた。一九七五年二月一日に、夏目晴雄防衛局防衛課長から、「常備すべき防衛力の検討について」という「依頼」が発されて、その中に「第七一回国会において発表された平和時の防衛力の数量等を大きく変更することは極めて困難であることを十分考慮されたい」と書かれている。<sup>33</sup> 次期防衛力整備計画に関する第一次長官指示の一週間後の一九七五年四月七日に、田代一正防衛事務次官からの「常備すべき防衛力の検討について」という「通達」は、各幕僚長や統合幕僚会議議長宛に発された。その中に、「第四次防衛力整備五か年計画に続く防衛力整備計画の策定に際しては、第七一回国会で行われた平和時における防衛力の限界に関する議論にかんがみ、これに関連する検討が必要不可欠であると考えられる」、そして「常備すべき防衛力の規模は、第七一回国会において発表された平和時における防衛力の数量等を大きく変更することは極めて困難であることを十分考慮されたい」と記されている。<sup>34</sup>

政治レベルの動きの結果の一つは、自衛隊の規模の現状維持への政治的圧力である。大綱における自衛隊の規模は、ほとんど四次防と同規模といえよう。政治レベルの動きのもう一つの結果は、基盤的防衛力という概念の成立である。基盤的防衛力構想は、「各種機能保持、機能的・地理的均衡」そして「限定小規模侵略独力対処」などの概念を中心としているが、自衛隊は必ずしもそれらの原則に沿って防衛力の構築をしたわけではない。<sup>35</sup> 基盤的防衛力構想、GNP一%枠、そして防衛力の規模の現状維持を重視する政治的圧力に対し、自衛隊は、政治家が介入しにくい範囲で編成の最大化をしていた。

## (二) 現状維持への政治的圧力と陸自の編成の変化

陸自という軍種は、海空に比べ、本来的に弾力性に欠け、先進的装備体系の比率の拡大などによる力の最大化が難しい。戦車の数、そして七四式戦車が占める比率を高めていたこともあるものの、陸自が最も重視するのは、一八万

人の自衛官定数の確保（同時に人件費で予算の確保ができる）であった。陸自に対し、政治家からの圧力——坂田長官は陸自を一五万五千人に再編成すると主張した——もあったが、一八万人体制が大綱で確保された<sup>(36)</sup>。陸自に、防衛構想が脱脅威論であろうが、基盤的防衛力であろうが、一八万人体制に影響を与えなければ構わないという雰囲気になり存在していた<sup>(37)</sup>。そして、陸自にとって、師団の改編はタブーのようにみられることがある。師団が改編されると、一八万人体制が崩れると考えられていた<sup>(38)</sup>。

機甲師団の導入や四国に基盤部隊としての混成団規模の部隊の新編を除けばほとんど現状維持の編成の説明について、陸自は、山脈で区切って師団の配備を決めるという全国均衡配備の視点で基盤的防衛力構想に合わせ、内局と非常に良好な関係で調整を進めていた<sup>(39)</sup>。詳述すると、日本全国を一四区域に分け、一二個の区域に師団、四国と沖縄に混成団を置くことで、四国の混成団の新編が確認された。そして大綱の「平時地域配備する部隊」は、もともと「機動運用部隊」と対照的な「地域配備部隊」であったが、陸自の強い要望で変更した。陸自は平時に配備する部隊を有事の時に順次転用する構想をしていた。さらに「機動運用部隊」の「一個機甲師団」の編成について、戦車団という編成が廃止され、その戦車を北海道に配置している第七師団に統合することにより、第七師団が機甲師団化されることになった。

### (三) 現状維持への政治的圧力と海自の編成の変化

防衛力の強化を政治家が支持しないので、海自の希望する護衛隊群の増勢（四個から五個へ）は実現できなかった。そして、当時の政治家の圧力で対潜機の増勢も難しいだろう。しかし、政治家が関与しにくいレベルで、海自は編成の最大化をしようとしていた。その結果は、八艦八機体制の成立と四五機のP-3Cの導入である。

海自が、護衛隊群を五個に増勢することを強く主張し、内局や防衛庁長官が、海自の五個護衛隊群構想に反対せず、

三木首相も五個群の意向であったが、最後に国防会議で大平正芳大蔵大臣の反対で護衛隊群は四個に据え置かれた<sup>(40)</sup>。相澤輝昭によれば、海自は五個護衛隊群が認められなかったことを補うために、八艦六機体制を八艦八機体制に転換させた<sup>(41)</sup>。この主張は本稿の視点を支持する。すなわち、現状維持という政治家の圧力が及ぶ範囲で、四個護衛隊群が決定されたが、政治家の直接的な介入が難しい護衛隊群の具体的な編成で、海自は勢力の拡大を求めていた。しかし、五個護衛隊群の失敗と八艦八機体制の成立に直接的な関係があると証明できる史料はまだ明らかになっていないので、現状維持への政治的圧力と八艦八機体制の成立の関係に関する考察が推論しかいえないことは付言したい<sup>(42)</sup>。

それから対潜機の機数について、一九七七年一月二八日の国防会議で、四五機のP-3Cの導入が決定され、翌日に閣議でも了解された。P-3Cの機数問題について、相澤は、岡部文雄と藤井一夫の証言を引用し、海自が構想するP-3Cの一〇〇機体制の根拠を述べている。具体的に周辺海域の哨戒を一日一回実施するために、八隊（八〇機）が必要であり、海上交通路保護のためには、南西航路帯・南東航路帯に各一隊を充当し、一隊に一〇機ずつで二〇機が必要であり、合計一〇〇機となる。P-1が若干残っていたため、換算するとP-3Cの必要数が九〇機となり、一〇年くらいで、まず四五機を整備する。さらにその機数が防衛上の「所要」であり、オペレーション・リサーチ（以下、OR）によって導き出されるものであると相澤は分析している<sup>(43)</sup>。しかし、以上の説明がP-3Cの機数問題の本質を見極めるものであるとは必ずしもいえないと主張する。

海自は、規模の現状維持への政治的圧力で、在来機が減少する機数に合わせ、P-3Cの編成の最大化をしようとしていた。海上交通路保護などでP-3Cの機数を算出する説明について、実際に岡部は、大綱の時、西南・東南航路帯はまだ検討の対象になっていなかったし、海上交通路の保護で説明力のある兵力を算出することができないと回想している<sup>(44)</sup>。実際に当時の対潜機は、大型・小型が共存する体制であり、次期対潜機にもまず大型機を開発し、必要であれば小型機（S-3A）を購入するという計画もあったが、最終的には大型プロジェクトのみに絞った<sup>(45)</sup>。海自の

機数の根拠は、P-2J、P2V-7そしてS2F-1をP-2Jの一種に換算し、その減少に補充するために、九〇年代初頭（原要求で一九九二年度、修正案で一九九三年度）に、九〇機のP-3Cの整備を達成する計画であった。<sup>(46)</sup> P-3Cの機数は、既存の対潜機の規模において編成を最大化する結果であり、周辺諸国の軍事情勢分析とは直接に関連していない。

#### (四) 現状維持への政治的圧力と空自の編成の変化

空自の編成について、まず大綱で一個の警戒飛行部隊の新編が認められた。そして一個「要撃戦闘機部隊」は、四次防完成時と同じである。政治的圧力の結果として、戦闘機部隊の数が現状維持となったが、要撃戦闘機部隊の具体的な編成という、政治が直接的に介入しにくいレベルにおいて、空自は、最も先進的な戦闘機のF-15の機数を最大化しようとしていた。

第一に警備飛行部隊の新設のきっかけは、一九七六年九月に偶然に起こったミグ25事件である。ミグ25事件によって、低空侵入対処における問題点が政治レベルにも注目されるようになった。<sup>(47)</sup> この事件は一個警戒飛行部隊が成立したことの後押しとなった。<sup>(48)</sup> 早期警戒機の導入は空自の長年の願望であるが、ミグ25事件による政治的ショックがなければ、早期警戒機からなる警戒飛行部隊の建設に着手することは難しかっただろう。<sup>(49)</sup>

次に、戦闘機の機数について考察する。空自は一九七六年一〇月中旬に、F-15の一七〇機案を提示したが、室山義正が分析しているように、一七〇機案は、「周辺諸国の軍事情勢分析とは直接的な関連はない」。具体的に、一七〇機案の根拠は、当時保有していた一七四機のF-104J（六個飛行隊）の更新にほかならない。<sup>(50)</sup> 実際に、一七〇機案は、予算要求上の戦略である可能性があるものの、実行できる案とはあまり考えられない。一七〇機案が提示された直後に、丸山昂防衛事務次官は、すぐに機数を削減すべきであると述べた。<sup>(51)</sup>

防衛庁の一二三機案（一九七六年二月）も、相手の脅威を分析した結果でもない。森繁弘は、その機数がソ連を相手にしたコンピュータ・ウォーゲームの結果であると証言している。<sup>(52)</sup> 具体的には、F-15だったら一二三機、F-16だったら二二〇機が必要である。しかし、これらの証言だけでは一二三機のF-15の必要性に疑う余地がある。空自の公式的な説明によれば、四個飛行隊のF-104Jが一九八五年度まで、一個飛行隊のF-4EJが一九八六年度までに減勢する見込みなので、五個飛行隊の一二三機のF-15で補充することが必要である。<sup>(53)</sup> 室山も、一二〇機程度が、飛行隊の建造期間を考慮し、技術的にみて整備可能な機数の一応の上限であると分析している。<sup>(54)</sup>

最後に、一九七七年一二月の国防会議で、F-15の取得機数は一〇〇機に縮小した。その主な理由は、価格の高騰といえよう。<sup>(55)</sup> 米議会で公表された米軍調達価格の価格は四五億円であるが、ライセンス生産の場合、一機あたりは六〇億円前後になり、毎年の価格上昇分を含めればもっと高くなると思われる。二月九日に防衛庁が一二三機案を了承した時点で、一機あたりの価格は九〇億円であるといわれた。一九七七年一二月に、内局は一〇〇機案を提示したが、空自は、士気高揚のためにかくF-15事業のスタートを最優先にしていたので、一〇〇機案を認めた。

いずれにしても、大綱の一〇個飛行隊体制で、一七〇機案も、一二三機案も、一〇〇機案も、政治家が規定する大きな枠組みにおいて、減勢する戦闘機を更新し、最も先進的な戦闘機の機数を最大化しようとしたものである。このようなアプローチは相手の脅威を計算し、所要する機数を整備するという所要防衛力の発想とは異なっている。

##### (五) 政軍関係仮説の説明力

以上の考察で、政治家は自衛隊の規模の現状維持を重視していたが、当時の政治家には深く自衛隊に介入する制度的基盤がなかったため、自衛隊の編成の「中身」に関する具体的な介入は少なかった。自衛隊は、政治家が設定した大きな枠組みにおいて、編成の最大化をしていた。よって、本稿の一つ目の独立変数の説明力が高い。

## 五 軍事技術と自衛隊の兵器システムの変化

本章では、国際環境における軍事技術の変化、そして自衛隊への影響を考察する。

### (一) 潜水艦の技術進歩と対潜機の質的向上

P-3Cの導入について、相澤は、次期対潜機の導入が「政治的妥当性と軍事的合理性の整合」であると主張している。<sup>(56)</sup> この政治的妥当性と軍事的合理性の妥協について特に異議を持っていないが、その「軍事的合理性」とは、具体的に何を意味しているのか、自衛隊がどのような基準で次期対潜機を選定したのかをこの節ではより詳しく考察する。結論として、次期対潜機の導入が一九七〇年前後に検討された時、極東ソ連軍はまだ強力ではなかったため、外部の差し迫った脅威より、海自は軍事技術の進歩を重視し、次世代に入っていた対潜機の中で最も先進的なものを選んだといえる。

防衛庁は、科学技術の進歩に伴い、各国の潜水艦の性能向上が著しいものであると認識していた。特に原子力潜水艦（以下、原潜）は、ディーゼルエンジンを装備した在来型の潜水艦と比べて性能が大きく向上していた。各国の原潜は、第一世代から第二世代へと性能が向上し、さらに第三世代へと進展していくものと見積もられていた。在来型と比べ、潜航持続力、水中速力、潜航深度、静粛度などが大きく向上していた。<sup>(57)</sup>

まず潜航持続力について、在来型潜水艦は、一定時間潜航した後は使用する蓄電池を充電する必要があるため、少なくともスノーケルを水面に出す必要がある。一方、原潜は動力源として、空気を必要としない原子力エンジンを使って運用されるため、潜航持続力が無限に近い。水中速力について、二〇ノット位の高速状態を短時間しか維持で

きない在来型に比べ、原潜は連続して高速を出すことができ、最高三〇ノットを超える高速状態で潜航できる。そして、原潜と在来型で潜航深度に差が生じないが、両者とも船体の強度向上でより深く潜航することができる。最後に静粛度について、第二世代の原潜は第一世代に比べると静かになってきたが、在来型は艦内の動力源などから発生する雑音は極めて低いため、静粛度の面において原潜より優れている。静粛度の向上は潜水艦探知距離に大きく影響している。防衛庁はこのような軍事技術の進歩を意識し、総合情報処理能力、広域水中搜索能力、位置局限能力、機動性や機内作業環境という条件から次期対潜機の機種選定を行った。<sup>(58)</sup>

次期対潜機の機種選定には三段階ある。まず、一九六八年—一九七二年一〇月九日の国防会議議員懇談会までは、計一三機種が候補として検討された。詳細な技術的検討は省略するが、検討した結果、最終的に国内開発機、折衷機二案（開発する機体にP-3CあるいはS-3Aの電子情報処理装置等を搭載するもの）、開発中のカナダ製CP-140、米国製のP-3C案の五機種が残っていた。最後に、国防会議議員懇談会で、国産化に関する従来の議論が白紙化された。<sup>(59)</sup> なお、白紙化の意味は、「国産化を白紙とする」ものではなく、「国産化の是非に関する従来の議論を白紙とする」というものである。<sup>(60)</sup> 研究開発と量産の国産化は同じ意味ではない。<sup>(61)</sup> この段階において、日本が国産を検討開始したきっかけは、米国がP-3Cのリリースを拒絶し、アビオニクスの一世代遅れたP-3Bを提案したことである。その後、米国の態度に変化が生じ、一九七二年初頭に、黒部稜防衛庁装備局局長に対し、国防総省は、P-3Cの完成品の輸出あるいは日本におけるライセンス生産の意があることをほのめかした。<sup>(62)</sup>

第二段階は、一九七二年の国防会議議員懇談会から専門家会議が国防会議事務局長宛に答申を出した一九七四年二月にかけての期間である。<sup>(63)</sup> この段階において、上述の五機種、そしてP-3Cのつなぎ導入で得られた技術を生かして同機のソフトウェアを活用する国内開発機、またほかの組み合わせ装備案が検討された。詳細な技術的検討は省略するが、P-3Cの輸入案は、費用対効果の面で最も優れているが、導入後の維持・改善・整備・補給に致命的難



点がある。P-3Cライセンス生産案は費用対効果がP-3C輸入案に次いで良く、ほかの面でも難点がない。一九七三年七月に、米国はP-3Cのリリースが可能であると日本に正式回答をした。専門家会議以後の第三段階で、防衛庁はCP-140、S-3A、そしてP-3Cについて調査を続けていた。最後にP-3Cライセンス案が選定された。

海自が対潜機の国産案を放棄した理由について、当時P-3Cレベルの対潜機を国内開発できる見通しの不確実性が高かった。国産の場合、「開発した段階では同じ性能の航空機をつくれるかもしれないが、その後の性能向上が十分できず、また引き離されるのではないか」と岡部は説明している。<sup>(64)</sup>中村梯次も国産の問題点が、機体ではなく、「その中に入っているべきデータを海上自衛隊としてぜんぜんもっていない」と述べている。<sup>(65)</sup>また米国は最初にP-3Cの心臓部のソフトウエア、潜水艦の音紋を日本に提供しなかったが、「途中からくれることになったんですね。そうしたら、海幕は一転して「P-3C」直接導入ということに走るんだ」と藤井は回想している。<sup>(66)</sup>

## (二) 航空機・艦艇の技術進歩と対潜ヘリ・護衛艦の質的向上

海自は航空機や艦艇の軍事技術の進歩を強く意識していた。<sup>(67)</sup>当時はミサイル化が進み、航空機のASM(空対艦ミサイル)化、水上艦艇のSSM化、潜水艦のUSM(潜没したまま発射することが可能な潜対艦ミサイル)化の能力が顕著となった。長距離大型爆撃機に対するASM装備が一般化し、爆撃機は多方向同時ASM攻撃を行うことができるようになったため、水上艦艇部隊はASMの脅威に対処することが必要となっていた。USMを装備する潜水艦は従来のような直衛線を突破して船団を魚雷攻撃する形態のほか、直衛線の遥か外方の遠距離からの水中脅威が増大した。対潜作戦においては、洋上で原潜を追い詰めるに、もう水上艦艇だけでは足りなくなった。まず対潜機で潜水艦を追跡し、それから対潜機、そしてヘリ・艦艇で攻撃を行うことが必要となっていた。このような軍事技術の進歩で、艦



艇の防空、対潜、対艦能力の強化は必要となり、海自は第二章で考察したように対潜ヘリそして艦艇の質的向上を進めていた。

### (三) 戦闘機の技術進歩と戦闘機の質的向上

高橋秀幸は、F-15の導入が、極東ソ連空軍の「小規模侵攻」に独力で対処できる防衛力をORで計算した「所要防衛力」の構想を反映していると主張している。しかし、新戦闘機の導入が一九七〇年代初頭に検討された時、極東ソ連軍はまだ強力ではなかった。そのため「限定的小規模」というソ連の差し迫った脅威は、当時世界で一番先進的な戦闘機の導入の指針になりにくいはずである。

空自は、戦闘機の軍事技術の向上を強く意識していた。<sup>(68)</sup> すなわち、第二世代の航空機が第三世代の高性能の新鋭機への更新が図られることや第四世代の航空機の出現が予測されることと認識していた。次世代の戦闘機には多くの新しい特性がある。まず、当時の戦闘機の推力重量比が大きくなり、翼面荷重が小さくなるため、機動性は飛躍的に向上していた。また、航続距離が延伸し、航法装置の改善などで高々度・超低空作戦能力が向上していた。そして、搭載電子装置が精密化され、強力な電子妨害(ECM)を使用することになり、電子戦能力も飛躍的に向上していた。さらに、従来主として爆撃機が搭載していた空対地ミサイル(ASMあるいはAGM)の性能の向上に併行して戦闘機にも搭載するようになっていた。以上の技術進歩に基づき、空自は、全天候作戦能力、高々度高速目標対処能力、低高度目標対処能力、対戦闘機戦闘能力、対電子戦能力、独立戦闘能力そして導入や訓練上などの考慮という七つの側面から、新戦闘機の選定作業を行っていた。

空自は、一九七二—一九七四年末の一次整理で、一三機種を拾い上げ、一九七五年二月の二次整理で、MRCAパナビア(英、西独、伊共同開発)、ミラージュF1M-53(仏製)、JA37サブビゲン(スウェーデン製)、米国製四機

種のF-14、F-15、YF-16（後のF-16）とYF-17（後のF/A-18）という七機種に絞った。さらに、一九七五年末に、米国製のF-14、F-15、F-16に絞り込んだ。<sup>(7)</sup> これから上述した軍事技術の進歩は空自の機種選定への影響を考察する。

空自はなぜF-14とF-16を放棄したのか。<sup>(7)</sup> F-14は、全天候作戦能力、高々度高速目標対処能力、低高度目標対処能力、対電子戦能力や独立戦闘能力が優秀であるが、低高度から入ってくる目標をアナログ的な処理で見つけるという欠点がある。そして、F-14は長射程のフェニックスミサイル(AIM-54)を装備し、高度な同時多目標攻撃能力を持ち、米国の艦隊防空に最も適した機種であるが、重量が重く、機動的かつ軽快に運動するという点ではF-15に一步譲り、日本の広い防空範囲を専守防衛の構想の下で防衛する任務には適切な要撃能力を期待できない。また、F-14を導入すれば、空自の滑走路を延長する必要がある。

F-16は小型な戦闘機であり、ミサイルをサイドワインダーしか搭載できず、スピードも出にくい。加えて燃料も少なく、リーダー能力にも限界がある。さらに、F-16は全天候性が付与されるものの、本来昼間戦闘機であり、全天候作戦能力が不足しており、また高々度高速目標対処能力、低高度目標対処能力、対電子戦能力が弱く、そして独力戦闘能力もF-15とF-14にやや劣っている。またF-16は中高度亜音速以下の領域においては運動性能がF-15とほぼ同程度であるが、高々度超音速領域での戦闘機対処能力が高くない。最後にF-16の実機はまだ完成していなかったため配備の不確実性が高い。

#### (四) 軍事技術仮説の説明力

本章の考察で、当時は軍事技術が大きく変化しており、兵器に関する専門的な知識を持っている自衛隊が、対潜や防空を中心とする伝統的任務に関連する軍事技術の変化を強く意識し、兵器システムの質的向上を行ったことは実証

された。よって、本稿の二つ目の独立変数の説明力も高い。

## 六 おわりに

本稿は、大綱成立後における自衛隊の変化、そしてその変化の原因に関する論争に貢献できる。本稿では、大綱成立後における自衛隊の防衛力構想に関する「脱脅威論対低脅威論」論争の問題点を検討し、防衛構想の原則をめぐる論争だけでなく、自衛隊の変容を体系的に考察する必要があると指摘している。そのため、大綱成立後における自衛隊の変容（本稿の従属変数）とは何かという一つ目の問いを設定した。そして、当該時期における自衛隊の変化の原因に関し、外部脅威論と同盟政治論という二つの説明の問題点を検討し、当該時期における自衛隊の変容の原因（本稿の独立変数）とは何かという本稿の二つ目の問いを設定した。

本稿の主張は、以下のとおりである。自衛隊の部隊の編成に「中」レベルの変化、そして兵器システムに「大」レベルの変化があり、総じて自衛隊の変容は比較的に大きかった。その変容の要因について、まず、防衛力の強化を支持しない政治家は、自衛隊の規模の現状維持という大きな枠組みを設定したが、当時の政治家には深く自衛隊に介入する制度的基盤がなかったため、自衛隊はその枠組みにおいて部隊の編成を最大化しようとしていた。そして、当時は国際環境における軍事技術が大きく変化しており、自衛隊は、対潜や防空を中心とする伝統的任務に関連する軍事技術の変化を強く意識し、兵器システムの質的向上を行った。

本稿の理論的含意として、まず、国家はいつも外部の脅威しか注目していないとはいえない。軍事力の構築は比較的長期的なテーマであり、アナキーという国際環境において、一時的に外部の脅威が強くなくと、軍隊が積極的に変化を求めることはありうる。また平和・反軍主義の制約について、確かに一九七八年の「日米防衛協力のため

の指針」が成立したことに、当時日本の「反軍主義」の後退が重要な原因であると指摘されているが、平和・反軍主義の自衛隊の変容に対する制約は、同じように変化していない。本稿の考察では、少なくとも大綱成立後に、その制約は弱くなっていたとはいえない。平和・反軍主義の役割を多次的に分析することは、理論上にも重要であろう。最後に、本稿が考察した後の時期における自衛隊の変容とは何か、その変容の原因とは何かを今後の研究課題にしたい。自衛隊の防衛構想は引き続き変化しているのか、イージス艦やF-2支援戦闘機の導入などは自衛隊に対してどのような意義を持つのかをより詳細に調べる必要がある。

〔付記〕 本稿は、日米研究インスティテュート(USJI)〔USJISカラー制度〕二〇一七年度)の助成による研究成果の一部である。

- (1) 田中明彦『安全保障——戦後五〇年の模索』読売新聞社、一九九七年、第八章・佐道明広『戦後日本の防衛と政治』吉川弘文館、二〇〇三年、二五九—二八五頁など多数。
- (2) 松岡広哲、中島信吾「所要防衛力から基盤的防衛力への転換期における政策決定に関する考察」『国際安全保障』第四四巻第三号、二〇一六年二月、一—二〇頁・真田尚剛「防衛計画の大綱」における基盤的防衛力構想の採用 一九七四—一九七六年——防衛課の「常備すべき防衛力」構想を巡る攻防」『国際政治』第一八八号、二〇一七年三月、九三—一〇八頁・千々和泰明「未完の「脱脅威論」——基盤的防衛力構想再考」『防衛研究所紀要』第一八巻第一号、二〇一五年一月、一三一—一四八頁。
- (3) 略記は五三中業であり、主として一九七八年度に作成作業が行われ、一九七九年七月に長官承認を得たものである。五三中業は最後の二年間が「五六中業」と重なっているため、実際は三年間(一九八〇—一九八二年度)を対象にしていた。具体的には以下の文献を参照・防衛庁「五三概要」日付なし『宝珠山昇関係文書』(以下『宝珠山文書』)三二—一六、国立国会図書館憲政資料室所蔵(以下憲政)。
- (4) Jennifer M. Lind, “Pacifism or Passing the Buck? Testing Theories of Japanese Security Policy,” *International Security* 29,

no. 1, (Summer 2004): 110-116.

- (5) 吉田真吾「日米同盟の制度化——発展と深化の歴史過程」名古屋大学出版会、二〇一二年、二六四—二八五頁。
- (6) 高橋秀幸「ポスト四次防期における航空自衛隊の防衛力整備構想と近代化——基盤的防衛力構想への対応とF-15導入を事例として」『戦史研究年報』第一九号、二〇一六年三月、五七—五八頁。防衛庁「次期対潜機の選定について」『防衛アンテナ』第二〇六号、一九七七年九月、一頁。
- (7) 例えば、F-15とP-3Cが導入される前に、日本はすでに米国製のF-104J戦闘機、F-4EJ戦闘機、P2V-7対潜機などを導入していた。
- (8) Theo Farrell and Terry Terriff, "The Sources of Military Change," in *The Sources of Military Change: Culture, Politics, Technology*, eds. Theo Farrell and Terry Terriff (Boulder, CO: Lynne Rienner, 2002), 5-6.
- (9) 戦術核兵器に対応する能力を付与させた歩兵師団の編成。
- (10) 本稿は、戦後日本の防衛用語を考慮し、自衛隊に関して議論する時は、「軍隊」や「軍事力」などでなく、「自衛隊」や「防衛力」などを使用する。本稿は、自衛隊が軍隊であるか否かというような問題を議論するものではない。
- (11) 防衛庁「五六補足」一九八二年八月『宝珠山文書』三二—八、憲政。
- (12) P-1は対潜哨戒飛行艇であるが、本稿で便宜上、P-2Jなどと一緒に対潜機と呼ぶ。
- (13) 海自の対潜機の機数について：防衛庁編『防衛白書』一九七七年版、大蔵省印刷局、一九七七年、一八四頁。以下、『防衛白書』は、年度と頁数以外は省略する。『防衛白書』一九八八年版、二九八頁。
- (14) 以下、護衛艦の艦種は、略語（DDHのように）で表記する。
- (15) 「江間清二オーラル・ヒストリー」防衛省防衛研究所戦史研究センター編『オーラル・ヒストリー冷戦期の防衛力整備と同盟政策七』防衛研究所、二〇一七年、七四頁。以下、「冷防同七」の要領で略記、オーラル・ヒストリーはOH、防衛研究所は防研と略記。『吉川圭祐OH』『冷防同三』二〇一四年、一八八—一九一頁。
- (16) 空自の戦闘機の機数について：『防衛白書』一九七七年版、一八四頁。『防衛白書』一九八六年版、三〇三頁。『防衛白書』一九八八年版、二九八頁。F-15の取得機数は五六中業で一五五機に変更された。
- (17) この段落は以下の文献を参照：防衛庁「次期対潜機の選定について」九—一、五〇—五一頁。『防衛白書』一九七七年版、一一〇—一二頁。『江間OH』七五頁。

- (18) この段落は以下の文献を参照：「岡部文雄 O H」『冷防同六』二〇一六年、五四―五五頁・C. O. E. オールラ・政策研究プロジェクト「大賀良平 O H 第二巻」『政策研究大学院大学』二〇〇五年、九五―九六頁・防衛庁「次期対潜機の選定について」五〇―五一頁。
- (19) この目は以下の文献を参照：海上自衛隊五十年史編さん委員会編『海上自衛隊五十年史 本編』防衛庁海上幕僚監部、二〇〇三年、一五五―一六一、一七二―一七三、一九五―一九六、三〇五―三〇六頁・長田博「五三中業 昭和五五―五七年度」『世界の艦船』一九九八年一月特大号、一六三頁。
- (20) 本稿で護衛艦を表示する方法については：数字（例えば、四三）は護衛艦の建造予算の取られた年度を日本の年号で表示するものであり、英字の略語（例えば、DDH）は護衛艦の種類であり、「はるな」のようなものは、護衛艦の艦名である。以下で、護衛艦について、「年号」艦種「艦名」という表現を使用する。
- (21) この段落と次の段落は以下の文献を参照：防衛局防衛課「新戦闘機の選定作業の経緯と今後の方針について」日付なし『宝珠山文書』二八―一、憲政：「阿部博男 O H」防研編『山田良市 O H』防研、二〇〇九年、三八八頁・航空自衛隊五十年史編さん委員会編『航空自衛隊五十年史——美しき大空とともに』防衛庁航空幕僚監部、二〇〇六年、一六二―一六三、二六六―二六九頁。
- (22) E-2Cの導入過程については以下の文献を参照：空自五十年委員会『航空自衛隊五十年史』四三五―四四〇頁・奥山俊宏「秘密解除 ロッキード事件——田中角栄はなぜアメリカに嫌われたのか』岩波書店、二〇一六年、第七章。
- (23) Barry R. Posen, *The Sources of Military Doctrine: France, Britain, and Germany Between the World Wars* (Cornell University Press, 1984), 44-47.
- (24) グレアム・アリソン『決定の本質——キューバ・ミサイル危機の分析』宮里政玄訳、中央公論新社、一九七七年、一〇〇―一〇二頁。
- (25) Stephen P. Rosen, *Winning the Next War: Innovation and the Modern Military* (Cornell University Press, 1991), esp. chap. 2.
- (26) この段落は以下の文献を参照：廣瀬克哉『官僚と軍人——文民統制の限界』岩波書店、一九八九年、四四―四五〇頁。
- (27) 佐道『戦後日本の防衛と政治』四―一四七頁・国防会議には、防衛予算の作成に影響力を行使できる大蔵大臣が出席できる。
- (28) 廣瀬『官僚と軍人』六〇―六九頁・塚本勝也「政軍関係とシヴィリアン・コントロール」山本吉宣、河野勝編『アクセス

- 安全保障論』日本経済評論社、二〇〇五年、一二二—一二三頁。
- (29) 田中『安全保障』二五〇頁。
- (30) 服部龍二『田中角栄——昭和の光と闇』講談社、二〇一六年、一五三頁。
- (31) 「丸山昂氏インタビュー」一九九六年四月二二日、National Security Archive US-Japan Project, Oral History Program, <https://nsarchive2.gwu.edu/japan/maruyama.pdf> 二〇一九年七月二八日アクセス。
- (32) 廣瀬『官僚と軍人』一七二—一八七頁。
- (33) 防衛局防衛課長「常備すべき防衛力の検討について（依頼）」一九七五年二月一日『宝珠山文書』九一六、憲政。
- (34) 防衛事務次官「常備すべき防衛力の検討について（通達）」一九七五年四月七日『宝珠山文書』九一八、憲政。
- (35) 千々と泰明「五一六綱」における防衛構想と自衛隊』『戦史研究年報』第二〇号、二〇一七年三月、四四—六四頁。
- (36) 「寺島泰三〇H」『冷防同四』二〇一五年、九五頁・「松村榮一〇H」『冷防同三』三〇一頁・内局も、陸自の自衛官定数について、基盤的防衛力が一五万五千人であると主張していた。
- (37) 「松村〇H」三〇〇—三〇一頁。
- (38) 同右、三三二—三三三頁。
- (39) この段落は以下の文献を参照：「三井康有〇H」『冷防同四』三〇五—三〇六頁・「寺島〇H」八五—八九頁・「防衛白書』一九七七年版、六三—六七頁。
- (40) 「吉川〇H」一八三頁・「岡部〇H」六四頁。
- (41) 相澤輝昭「ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究——海上防衛力近代化と「八艦八機体制」』『戦史研究年報』第一八号、二〇一五年三月、二七—五五頁。
- (42) なお、「八艦八機体制」の成立には、軍事技術の影響もあるが、本稿では紙幅の都合で詳細に取り上げられなかった。具体的に、以下の文献を参照：相澤「海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究」四七—四八頁。
- (43) 相澤輝昭「ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想——海上航空部隊近代化と「P-3C百機体制」』『防衛研究所紀要』第一八巻第二号、二〇一六年二月、一〇〇—一〇四頁。
- (44) 「岡部〇H」七一頁。
- (45) 「大賀〇H」九三—九四頁。

- (46) 防衛庁「P-3C及びF-15関係書類綴」一九七七年二月二三日『宝珠山文書』二二―三、憲政：防衛庁「次期対潜機の選定について」二六―二七頁。
- (47) 坂田道太「小さくても大きな役割」朝雲新聞社、一九七七年、一一五―一二〇頁：『防衛白書』一九七七年版、第四章。
- (48) 「江間OH」九〇頁。
- (49) 防研編『鈴木昭雄OH』防研、二〇一一年、二〇八頁。
- (50) 室山義正「日米安保体制―冷戦後の安全保障戦略を構想する(下)」有斐閣、一九九二年、三八九―三九〇頁。
- (51) 『朝日新聞』一九七六年一〇月一五日：『朝日新聞』一九七六年一月一三日。
- (52) 「森繁弘OH」『冷防同二』二〇一三年、一一六―一一七頁。
- (53) 空自五十年委員会『航空自衛隊五十年史』四二五頁。
- (54) 室山「日米安保体制(下)」三九〇頁。
- (55) この段落は以下の文献を参照：『朝日新聞』一九七六年一〇月一五日：『読売新聞』一九七六年一月二二日：『読売新聞』一九七六年二月九日：『読売新聞』一九七六年二月二日：『読売新聞』一九七六年二月一〇日：『鈴木OH』一七八頁。
- (56) 相澤「海上自衛隊の防衛力整備構想」一〇八頁
- (57) 防衛庁「次期対潜機の選定について」二一六頁。
- (58) この段落は以下の文献を参照：同右、二一六、九―一一頁。
- (59) 同右、一二頁―一九頁。
- (60) 『防衛白書』一九七七年版、一二五頁。
- (61) 「江間OH」九八頁。
- (62) American Embassy Tokyo to Secretary of State, "The Lockheed Scandal and Japan's ASW Decision," February 20, 1976, RG 59, National Archives II, College Park, Maryland.
- (63) この段落は以下の文献を参照：防衛庁「次期対潜機の選定について」一三一―二六頁：『江間OH』九七頁。
- (64) 「岡部OH」五四―五五頁。
- (65) 防研編『中村悌次OH 下巻』防研、二〇〇六年、二一五頁。



- (66) 「藤井一夫OH」『冷防同六』二四二頁。
- (67) この段落は以下の文献を参照…長田博「八艦八機の四個群体制ついに完成!」『世界の艦船』一九九五年六月号、九七—九八頁…「大賀OH」三〇—三二頁…「吉川OH」一八九頁…海自五十年委員会『海上自衛隊五十年史』一五五—一七二頁。
- (68) 高橋「航空自衛隊の防衛力整備構想と近代化」四五—七一頁。
- (69) この段落は以下の文献を参照…防衛課「新戦闘機の選定作業」二—六頁。
- (70) 高橋「航空自衛隊の防衛力整備構想と近代化」五七—五九頁。
- (71) この段落と次の段落は以下の文献を参照…防衛課「新戦闘機の選定作業」…「阿部OH」三八八頁…「山田良市OH」『山田良市OH』二五九—二六〇頁。
- (72) 吉田『日米同盟の制度化』二五二—二六四頁。

王 瑞 (オウズイ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会 国際安全保障学会、日本防衛学会

専攻領域 国際政治学、安全保障論、日本政治外交史

主要著作 「冷戦後における日米同盟の強化と中国への影響——安全保障ジレンマの視点から——」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第五六号

(二〇一六年)